

とちぎ自治基本条例（仮称）検討懇談会設置要綱

（趣旨）

第1条 県政を推進する上で基本となる理念、組織運営、活動の基本原則及び県と県民との関係等を定める自治基本条例（以下「条例」という。）について、専門的に検討するため、とちぎ自治基本条例（仮称）検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を検討し報告する。

- (1) 条例制定の意義、必要性及び条例に規定する事項
- (2) その他条例に関して必要な事項

（組織）

第3条 懇談会は、委員15名以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 経済団体・市民団体関係者
- (3) 行政機関関係者
- (4) 県議会議員
- (5) 公募による委員

（座長）

第5条 懇談会に座長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 座長は会務を総理し、懇談会を代表する。座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会は必要に応じて開催する。

2 懇談会は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

（附則）この要綱は、平成18年5月29日から施行し、平成21年3月31日をもって、その効力を失う。

平成19年3月29日改正

（附則）この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

平成20年2月22日改正

（附則）この要綱は、平成20年2月22日から施行する。